

和歌山大学・岸和田市地域連携推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、和歌山大学・岸和田市地域連携推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域の知的創造力の向上を目指し、泉南地域を視野に入れつつ和歌山大学と岸和田市が連携を密にし、様々な事項について情報交換を進めるとともに、両者が連携して共同事業を推進することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会の会員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 和歌山大学学長
- (2) 岸和田市長
- (3) その他、和歌山大学と岸和田市が必要と認めたる者

(役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、和歌山大学学長をもって充てる。副会長は岸和田市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(業務)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 和歌山大学と岸和田市が連携した共同事業の推進に関する事。
- (2) 地域の活性化に向けた事業の実施に関する事。
- (3) 地域の住民及び産業界との地域交流の推進に関する事。
- (4) 和歌山大学の地域貢献拠点等の設置及び運営に関する事。
- (5) その他協議会の目的達成に必要な事項に関する事。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、定期的開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

3 協議会には、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。

(企画運営委員会等)

第7条 協議会の事業等を企画立案し、運営し、及び実施するため、協議会の下に企画運営委員会を置く。

- 2 企画運営委員会の運営に関し必要な事項は別にこれを定める。
- 3 協議会には、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

(事務)

第8条 協議会の事務は、和歌山大学総務課、岸和田市総合政策部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において別に定める。

附 則

この規約は、平成15年8月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成30年10月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、令和元年5月1日から施行する。

附 則
この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、令和8年4月1日から施行する。